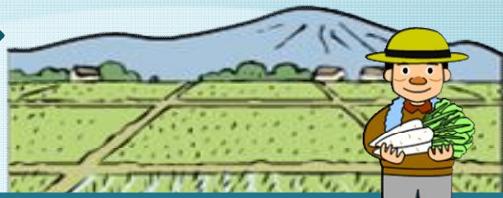


農業者並びに農地所有者の皆様へお知らせ

令和7年4月から 農地の貸借方法が変わります！



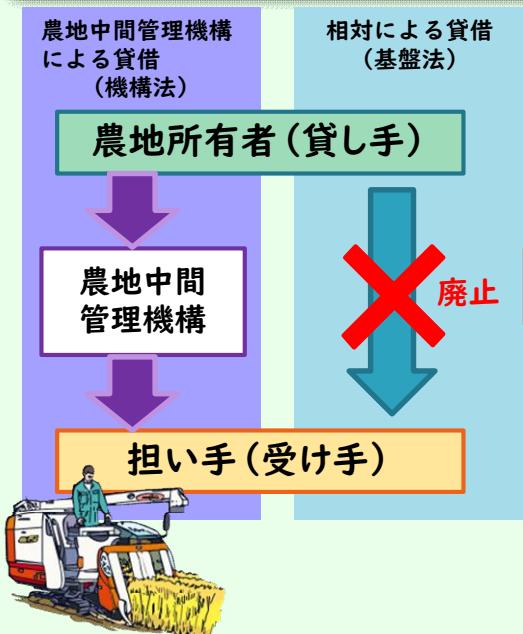
農業経営強化基盤促進法（基盤法）の改正に伴い「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されたことから令和7年4月（地域計画策定後）からの農地の貸借は「農地中間管理事業（農地中間管理機構を介した農地貸借）」になります。

利用権設定事業（市町村が作成する農地利用集積計画）での相対による農地貸借は、目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画（目標地図）」に基づく農地中間管理機構（京都府農業会議）による貸借に移行します。

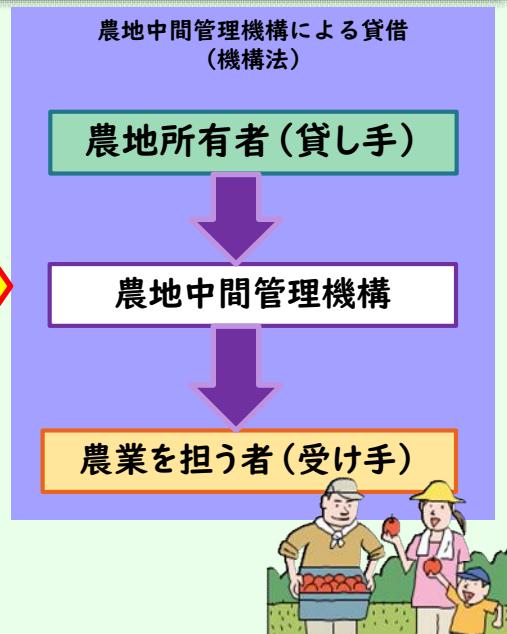
貸借の受付は、引き続き京丹波町（農林振興課）において行います

従来の相対で行われていた貸借の更新を行う場合、農地の受け手が「地域計画（目標地図）」に掲載されていれば、引き続き農地中間管理機構を介して貸借を行うことができます。掲載がない場合でも「地域計画（目標地図）」を見直すことで貸借を行えます。

これまでの農地貸借



地域計画策定後の農地貸借



★ 令和7年2月20日受付分までは、これまでと同様に相対契約ができます。

- ★ すでに契約されている相対契約については期間満了日までが有効となります。
- ★ 地域計画策定後の農地の貸借は、農地法第3条に基づく手続きでも行えます。

法改正により従来の相対契約による利用権設定は、**廃止**されます！

台帳用		廃止される利用権設定の申請用紙									
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 捨印	農用地利用集積計画明細書(公告「写」)									
貸し手(A) (住所) (利用権を設定する者) (電話)		借り手(B) (住所) (利用権を設定する者) (電話)		(氏名) この計画に同意します (氏名)		借り手(B)の経営等の概況 年齢()才 農業從事日数(日) 新規就農者()		備考			
貸し借り(利用権設定)をする土地(C)											
所 在 大字		地番 台帳現況		面積 (ha) (A)以外の権限者がいる場合(氏名、権利の種類および同意印)		貸し借り(利用権設定)の内容(D)					
						利用権の種類 使用貸借 賃貸借	利用目的 (作目等)	存 続 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで (年間)	借 貸 円 (Kg)	支払期日	その約束事項など
整理欄	台帳入力					公告日					
						終了日					

農地の貸し借りについて、令和7年度からは、「貸し手」「借り手」と、「地域の話し合い」による3者合意が必要になります。

(貸し手と借り手の合意から公告まで、2カ月程度が必要)

利用権設定は、農業委員会、市町村、農業会議(農地中間管理機構)が間に入り貸借契約事務を行い、市町村長が認可します。

令和7年4月からの利用権設定の流れ

